

北島町指定給水装置工事事業者 申請要領

新たに北島町内で給水装置工事の施工を希望される事業者は、水道法第25条の2及び北島町指定給水装置工事事業者規程第4条により、事前に北島町指定給水工事事業者の指定を受ける必要があります。別紙様式に記入の上、必要書類を添えて下記北島町水道課へ申請してください。

なお北島町指定給水装置工事事業者以外は、町内で給水装置工事の施工はできません。

●提出書類

指定給水装置工事事業者指定申請書	(様式第1)	2枚
機械器具調書(器具の写真必要)	(別表)	1枚
誓約書	(様式第2)	1枚
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	(様式第3)	1枚

(以下別途必要書類 各1部)

給水装置工事主任技術者免状の写し	
定款又は寄附行為	法人の場合
登記簿謄本	法人の場合
住民票の写し又は外国人登録証明書の写し	個人の場合
事業所の所在地の附近見取り図(住宅地図)	
事業所の全景写真	

●指定給水工事事業者証の発行

提出書類の審査終了後、申請者へ電話連絡いたしますので北島町水道条例第40条により指定手数料10,000円を納付してください。入金確認後、事業者証を発行します。

【問い合わせ先・提出先】

〒771-0285

板野郡北島町中村字上地23-1

北島町水道課

TEL 088-698-9810

FAX 088-698-0461

北島町指定給水工事事業者の審査基準
(水道法第25条の3, 北島町指定給水装置工事事業者規程第5条)

- ※ 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

- ※ 厚生労働省令で定める以下の機械器具を有する者であること。
 - 1. 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
 - 2. やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - 3. トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - 4. 水圧テストポンプ

- ※ 水道法第25条の3第1項第3号イ～ホのいずれにも該当しない者であること。
 - イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
 - ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ハ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者がある者